

宮 崎 県 都 市 計 画 審 議 会 傍 聴 人 心 得

宮崎県都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴される方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにすること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。